

退職者代より



目 次

理事長あいさつ	1
共済年金の改定について	2
退隠料・互助年金の改定について	2
平成20年4月施行の新制度について	3
国民健康保険と長寿医療制度（後期高齢者医療制度）における 保険料の特別徴収について	4
住民税の特別徴収について	5
雇用保険との併給調整について	5
加給年金額について	6
再就職による年金の支給停止について	8
現況届の提出が不要となっております	10
〈年金豆知識〉 必要な届出は忘れずに	11
地方公務員共済組合の宿泊施設	12
個人情報保護に関する基本方針	17
〈文芸欄〉 - 俳句・川柳 -	18
年金カレンダー（共済年金）	19
年金カレンダー（退隠料・互助年金）	20

表 紙

「メタセコイア」

スギ科の落葉高木で、別名アケボノスギ。6500万年以上前に生息し、新
世代第四紀に絶滅したと思われていました。

日本にも300万年から100万年前頃までは多く生えていたらしく、あまり
進化していなく、生きた化石として有名。

長居植物園には、歴史の森に多く植栽されています。



理事長あいさつ

理事長 柏木 孝

初夏の候、皆様にはご家族ともどもますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素から共済組合の事務事業に格別のご理解を賜わり、心から厚くお礼申し上げます。

地方公務員共済組合制度は、昭和37年12月の発足以来、今日まで幾多の制度改正を経て、地方公務員とその家族の生活の安定や福祉の向上に大きな役割を果たしてまいりました。

わが国では、社会の少子・高齢化がますます進んでおり、高齢期における生活設計の柱である公的年金制度の長期的な安定を図ることが大きな課題となっております。

こうした状況の中、厚生年金保険制度に合わせることを基本とする被用者年金制度の一元化等に関する基本方針が、平成18年4月28日に閣議決定され、共済年金の職域加算や追加費用等の抜本的な見直しの方向性が示されたところです。そのめざすところは、今後の少子・高齢化の一層の進行などに備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じて、将来、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めることにあり、これを踏まえて「被用者年金制度の一元化」法案が、平成19年4月13日にまとめられ、現在、継続して審議が行われているところでもあります。

また、社会的に問題となっております年金記録問題につきましては、現在、社会保障庁においてその解決に向けた取り組みがおこなわれているところであり、当共済組合につきましても、年金の加入期間をお知らせする「公務員共済ねんきん特別便」を順次、送付させていただいているところでもあります。

今後とも地方公務員の共済制度は大きく変化していくことが予想されますが、国会の動向を始め、情報の収集に努めるとともに、共済組合年金制度が退職後の暮らしを支える大きな役割を果たせるよう、今後とも事業運営に全力を尽くしてまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

共済年金の改定について

今年度は年金額が据え置かれます

平成16年10月の法改正前における共済年金の改定は、毎年の物価の変動に応じて行われてきました。ただし、平成12～14年度は合わせて1.7%分を減額すべきところを特例的に据え置いていました。

しかし、平成16年10月の法改正により、この据え置いたマイナス1.7%分を年金額に反映させ、今後は賃金や物価の変動等に応じて改定を行うこととなりました。これを「本来水準」といいます。また、マイナス1.7%を据え置いた法改正前の年金水準を「特例水準」とし、この特例水準については、今後物価が下落した場合には年金を減額し、物価が上昇した場合には増額しないこととされています。

なお、本来水準の額が特例水準の額を上回るまでの間は、特例水準の額を支給することとされており、現在は特例水準の額が本来水準の額を上回っているため、特例水準の額が支給されています。

今年度については、本来水準の額が改定されず、特例水準についても物価が前年と比べて変動がなかったため改定がありません。したがって、引き続き特例水準により支給されることとなり、年金額が据え置かれることとなりました。

年金額の改定通知書は、毎年退職者だよりとともにお送りしていますが、今年度につきましては、年金額が据え置かれることとなったために、退職者だよりのみの送付とさせていただきます。

退隠料・互助年金の改定について

退隠料及び互助年金の年金額は、本市条例に基づき恩給法に規定する恩給年額の改定の例により改定することとなっておりますが、平成20年度につきましては、現行の年金額が据え置かれることとなります。

平成20年4月施行の新制度について

平成16年の共済年金制度の改正により、「離婚時の第3号被保険者期間についての年金分割制度」が平成20年4月より施行されることとなりました。

離婚等をした場合における年金分割制度については、当事者の合意または裁判所の決定があれば、両者の婚姻期間等にかかる組合員期間の掛金の標準となった給料の額及び掛金の標準となった期末手当等の額を分割（2分の1を上限）することができる制度が平成19年4月より施行されています。（平成19年4月1日以後に成立した離婚等が対象となります。）

この制度に加え、平成20年4月以降の国民年金の第3号被保険者であった期間については、当事者の合意または裁判所の決定がなくても、請求に基づき自動的に婚姻期間等にかかる組合員期間の掛金の標準となった給料の額及び掛金の標準となった期末手当等の額の2分の1を分割することができる制度が平成20年4月から施行されました。（平成20年4月1日以後に成立した離婚等が対象となります。）

ただし、平成20年3月以前の国民年金の第3号被保険者期間については、平成20年4月施行の制度の対象とはなりませんので、前述の平成19年4月より施行されている制度に基づき、分割を請求することができます。

また、平成20年4月以後の第3号被保険者期間が全くない場合についても、平成19年4月より施行されている制度に基づき、分割を請求することができます。

- ※ 年金分割は、原則として離婚した日の翌日から2年以内に請求する必要があります。
- ※ 退職共済年金を受給するためには、分割を受けた方の年金加入期間（分割を受けた期間を除く。）が、原則25年以上必要です。
- ※ 分割を受けても、分割を受けた方の共済組合の組合員期間が1年以上ない場合、退職共済年金の実際の支給開始は65歳からです。

国民健康保険と長寿医療制度（後期高齢者医療制度）における保険料の特別徴収について

平成20年4月から、国民健康保険及び長寿医療制度（後期高齢者医療制度）における保険料の公的年金からの特別徴収（天引き）がはじまりました。

対象者

【国民健康保険制度における保険料】

65歳以上75歳未満までの被保険者のうち、年額18万円以上の公的年金を受給されている方

【長寿医療制度（後期高齢者医療制度）における保険料】

75歳以上の被保険者（一定の障害をお持ちの65歳以上75歳未満の被保険者を含む）のうち、年額18万円以上の公的年金を受給されている方

対象となる公的年金

保険料は原則として、国民年金の老齢基礎年金から特別徴収されますが、老齢基礎年金から特別徴収を行わない場合、年金保険者や年金種別の順により共済年金等の他の公的年金から特別徴収されます。

保険料の金額やその徴収方法につきましては、お住まいの市区町村において決定しています。

詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

住民税の特別徴収について

住民税の特別徴収が平成21年度中より開始される予定です。住民税の特別徴収とは、住民税を市区町村へ直接納付するかわりに、市区町村からの依頼に基づき、共済組合が年金から天引きすることです。ただし、対象者や特別徴収の方法等の詳細については、未定です。

雇用保険との併給調整について

雇用保険法による失業給付の「基本手当」を受給すると、その間、特例による退職共済年金の一部が支給停止となります。（退職共済年金を受給している65歳未満の方が対象となります。）

◎ 支給停止される期間

公共職業安定所（ハローワーク）で求職の申込をした月の翌月から、基本手当の受給が終了するまでの期間です。（基本手当を1日も受給していない月はその月分の年金が支給されます。）

失業給付の「基本手当」を1日でも受給されますと、職域年金相当部分を除く年金が停止となります。その結果、基本手当よりも年金の停止額が大きくなる場合がありますので、請求される時はくれぐれもご注意ください。

☆ 公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込をされる際は、必ず共済組合までご連絡ください。届出が遅れますと、年金の払い過ぎが生じる場合があります、返還していただくこととなりますのでご注意ください。（届出用紙は共済組合にあります。11ページ参照）

加給年金額について

昭和61年4月1日以降に受給権が発生した年金を受給されている方のうち、組合員期間が20年以上である方が、退職共済年金を受ける権利を取得した当時^(注1)、その方によって生計を維持されていた^(注2)次の①及び②に該当する方があるときは、加給年金額が加算されます。また、障害共済年金においては、障害等級が1級または2級の方で、①に該当する方があるときに加給年金額が加算されます。

① 65歳未満の配偶者

- ② {
- ・ 18歳未満の子(18歳に達する日から最初の3月31日までの間についても該当します)
 - ・ 20歳未満で障害等級1級・2級に該当する障害の状態にある子

(注1) 昭和16年4月2日以降に生まれた方については、満額支給開始年齢に達した当時となります。

生年月日	満額支給開始年齢
昭和16. 4. 2～18. 4. 1	61歳
昭和18. 4. 2～20. 4. 1	62歳
昭和20. 4. 2～22. 4. 1	63歳
昭和22. 4. 2～24. 4. 1	64歳

※消防司令以下の消防職員の場合は6年遅れのスケジュールとなります。

なお、満額支給開始年齢に到達する日の属する月が偶数月の場合にはその前々月に、奇数月の場合には前月に共済組合より加給年金額対象者について調査票を送付いたします。

また、障害等級3級以上の障害の状態にある方または組合員期間が44年以上ある方については、支給開始年齢の特例があるため、加給年金額の加算年齢が異なります。

(注2) 「生計を維持されていた方」とは、原則として同居し、恒常的な収入が(給与収入の場合)年額850万円未満である方をいいます。

加給年金額の停止と消滅 ～届出が必要です～

停止になる場合

- ① 配偶者が、退職・老齢（加入月数が240月またはそれに相当するもの）や障害を給付事由とする年金を受給することとなったとき（ただし、国民年金の老齢基礎年金は除く）

※配偶者の年金が全額停止となっている場合、加給年金額は支給停止されません。

- ② 受給者本人が、加給年金額が加算された老齢厚生年金を受給することとなったとき

消滅になる場合

- ① 加給年金額対象者が死亡したとき
- ② 加給年金額対象者の恒常的な収入が年額850万円以上になったとき
- ③ 加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき
- ④ 加給年金額対象者である子が配偶者以外の者の養子となったとき
- ⑤ 加給年金額対象者である養子縁組による子を離縁したとき
- ⑥ 加給年金額対象者である子が婚姻したとき
- ⑦ 加給年金額対象者で障害等級1・2級に該当する子が、その障害の状態でなくなったとき（18歳未満の子を除く）

☆ 加給年金額対象者が上記のいずれかに該当したときは、すみやかに共済組合までご連絡ください。届出が遅れますと、年金の払い過ぎが生じる場合があります、返還していただくこととなりますのでご注意ください。（届出用紙は共済組合にあります。11ページ参照）

再就職による年金の支給停止について

●所得による制限●

退職や障害を給付事由とする年金を受給されている方が再就職により「厚生年金保険の被保険者」等になった場合には、次の計算方法により年金の支給が停止されます。

※ 「厚生年金保険の被保険者」等とは次の方をいいます。

- (1) 厚生年金保険の被保険者（第四種被保険者を除く。）
- (2) 日本私立学校振興・共済事業団の組合員
- (3) 国会議員または地方公共団体の議会の議員
- (4) 70歳以上の方で、民間企業（厚生年金適用事業所）等にお勤めの方（昭和12年4月1日以前生まれの方を除く。）

支給停止額の計算方法

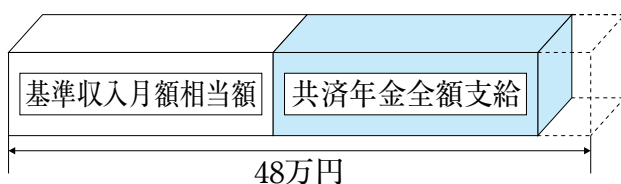
(注) 基準収入月額相当額と共済年金（職域年金相当部分及び加給年金額を除く）の月額合計額が48万円に達するまでは、満額の年金が支給され、これを超えるときは、その超過分の1/2の年金額が停止されます。

$$\text{◎ 支給停止額} = (\text{注) 基準収入月額相当額} + \text{共済年金の年額} \div 12 - 48\text{万円}) \times \frac{1}{2} \times 12$$

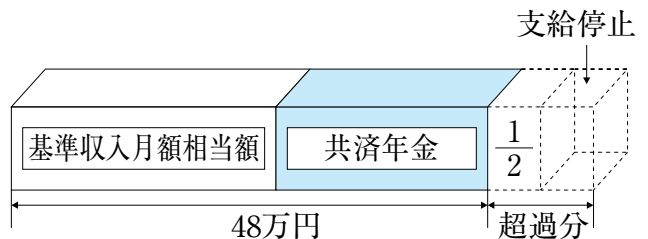
(注) 基準収入月額相当額…他の年金制度等に加入している月の前月における*標準報酬月額（上限：62万円）+その月以前の1年間の掛金の標準となった期末手当等（各月の上限：150万円）の総額÷12

*標準報酬月額…本給と諸手当の合計額に基づき、「標準報酬月額表」の区分によって定められています。

◎合計額が48万円に達するまでは、
満額の年金が支給されます。



◎合計額が48万円を超える場合は、
超過分の1/2の年金額が停止されます。



所得による制限における過払い防止について

8月支給期における7月分の支給停止額は、6月の標準報酬月額と前月以前1年間（前年の7月から当年の6月まで）の賞与額に基づき計算しておりますが、社会保険庁からのデータ提供の日程上、当年6月の賞与額が反映されない場合がございます。この場合、7月分の支給停止額は正しく計算されず、過払いが発生し、10月支給期以降にてご精算いただくこととなります。

これを解消するため、7月分の支給停止額を計算する際、当年6月の賞与額が反映されていない場合は、前々月以前1年間（前年の6月から当年の5月まで）の賞与額を用いることとしています。（翌支給期以降は、社会保険庁からのデータ提供に基づいて、前月以前1年間までの賞与額を用いて再計算を行います）。

【例】平成20年8月支給期において、平成20年6月に支給された賞与額30万円が反映されていない場合

年 月	19年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	20年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
賞与額			30万						30万						30万 未反映		
8月 支給期	6月分		←														
	7月分		←														
	7月分		←													→※	

※…の計算方法による標準賞与額の取り方

- 平成20年6月分の支給停止額の計算に使用する標準賞与額
平成19年6月～平成20年5月までの1年間に支給された賞与額⇒60万（従来の方で計算）
- 平成20年7月分の支給停止額の計算に使用する標準賞与額
平成19年6月～平成20年5月までの1年間に支給された賞与額⇒60万

※平成19年7月～平成20年6月までの1年間に支給された賞与額を使用した場合、平成20年6月に支給された賞与30万円が反映されていないため、年金の過払いが発生することとなります。

ただし、実際に6月に賞与の支給が無かった場合であっても、前々月以前1年間（前年の6月から当年の5月まで）の賞与額を用いて計算しますので、支給不足となる場合もあります。この場合は、10月支給期以降にてご精算させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

なお、このような状況は、12月の賞与支給時においても、同様に発生することが予想されます。

今後とも、ご理解とご協力をお願いいたします。

現況届の提出が不要となっております（一部を除く）

地方公務員等共済組合法施行規程の一部が改正され、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、現況の確認を行えるようになったため、平成15年度以降については、現況届の提出が不要となっております。（共済組合における住民基本台帳ネットワークシステムの利用については、法律で定められた事務に限定されており、個人情報の保護には、万全を期しております。）

ただし、次に該当する年金受給者の方については、引き続き、現況届等を送付いたしますのでご提出ください。

- ① 加給年金が加算されている方
- ② 住民基本台帳ネットワークシステムで生存が確認できない方

☆ 送付時期については1月下旬の予定です。

☆ 退隠科・扶助料・互助年金を受給されている方は、引き続き、受給権調査届の提出が必要です。

年金受給権者 住所変更届

※組合処理欄

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

平成 年 月 日

届出者 (年金受給者)	年金証書 記号番号		フリガナ	
	連絡先	☎ ()	氏名	(印)
新住所	〒	□□□□-□□□□	生年 月日	明・大・昭・平 年 月 日
	フリガナ		住所	

(注意) 提出にあたっては11ページの4の書類(住民票等)を必ず添付してください。

必要な届出は忘れずに

ここでは、共済年金の各種手続きについてご説明します。次のような変更が生じたときは、共済組合までご連絡ください。

1. 雇用保険法による失業給付を受給するとき（5ページ参照）

「退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」に必要事項を記入し、雇用保険受給資格者証の写しを添えて提出していただくこととなります。

※退職共済年金を受給している65歳未満の方に限ります。

2. 加給年金額対象者に異動があったとき（7ページ参照）

「加給年金支給停止届」又は「加給年金消滅届」に停止・消滅事由を記入し、停止の場合は停止事由に該当する年金証書の写しを、消滅の場合は消滅事由に該当した年月日を証する書面（戸籍抄本等）を添えて提出していただくこととなります。

3. 再就職先を退職したとき（所得による制限により年金の一部が支給停止となっている方のみ）

「年金の所得による制限に関する退職届」に退職年月日等を記入し、退職された時の辞令、離職票、その他退職したことが分かる書類のいずれかの写しを一部添えて提出していただくこととなります。

4. 転居したときや、住居表示が変更になったとき

10ページの「年金受給権者 住所変更届」を切り取り、必要事項を記入のうえ、転居後の住民票を添えて提出してください。

住居表示変更の場合は、郵便局の通信事務ハガキ「住所の表示変更通知」または市区町村長発行の「証明書」を住民票のかわりに添付していただいても結構です。

また、転居前の住所地の郵便局に郵便物転送の届出をしておいてください。

5. 姓名を変更するとき

「年金証書再交付申請書」に改姓後の戸籍抄本、改姓の手続きが完了した年金振込口座の預金通帳の写し、年金証書を添えて提出していただくこととなります。

6. 年金の振込口座を変更するとき

「支払金融機関変更届」に新口座を記入し、金融機関の証明を受けて提出していただくこととなります。（金融機関証明のかわりに預金通帳の写しを添付していただいても結構です。）

（注）口座を変更するには処理に2カ月程かかりますので、従前の口座は新口座に年金の振込があるまで解約しないでください。

◎ この他にも、2つ以上の年金を受けるようになったときや、再就職されたときなどにも、手続きが必要となる場合がありますので、何らかの異動が生じたときは必ず共済組合までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、これらの各種手続きに関する届出用紙は共済組合にあります。

お問い合わせの際には、必ず年金証書記号番号をお知らせください。

地方公務員共済組合の宿泊施設

1. 宿泊施設の相互利用

地方公務員等の共済組合は、各組合が保有する宿泊施設について、組合員本人、家族（被扶養者）及び年金受給者が相互に利用できる協定を結んでいます。

2. 利用方法

施設を利用する場合、組合員は「組合員証（写しでも可）」、家族（被扶養者）は「組合員被扶養者証（写しでも可）」、年金受給者は「年金証書（写しでも可）」を施設のフロントにご提示ください。

なお、施設の利用に際しては、当該施設へ直接、利用料金や休館日等を確認をしてください。

3. 運営する共済組合の略号

市……市町村職員共済組合	都……都市職員共済組合
地……地方職員共済組合	公……公立学校共済組合
警……警察共済組合	東……東京都職員共済組合
名……名古屋市職員共済組合組合	

4. 施設一覧

施設名	所在地	予約電話	区分
北海道			
ホテルエルム札幌	札幌市中央区北1条西7-6	0800-100-1112	警 市 都 公 市 市 都
ホテルポールスター札幌	札幌市中央区北4条西6	011-241-9111	
ホテルノースシティ	札幌市中央区南9条西1	011-512-9748	
ホテルライフオート札幌	札幌市中央区南10条西1	011-521-5211	
ホテル新定山溪ゆらら 溪流荘	札幌市南区定山溪温泉東3-192 札幌市南区定山溪温泉西2-5	011-598-2671 011-598-2721	
ホテルビュラメール	白老郡白老町虎杖浜温泉	0144-87-2811	
青森			
帰帆荘	青森市大字浅虫字蛸谷85	017-752-2017	公 地 市
ラ・プラス青い森	青森市中央1-11-18	017-734-4371	
アップルパレス青森	青森市本町5-1-5	017-723-5600	
岩手			
清温荘	盛岡市繁湯の館33	019-689-2321	地 公 地 市
サンセール盛岡	盛岡市志家町1-10	019-651-3322	
エスポワールいわて	盛岡市中央通1-1-38	019-623-6251	
いわて共済ビル	盛岡市中央通3-4-3	019-651-8821	
宮城			
ホテル白萩	仙台市青葉区錦町2-2-19	022-265-3411	公 警 公 市
パレス宮城野	仙台市青葉区上杉3-3-1	0800-100-1115	
玉造荘	大崎市鳴子温泉字川渡62	0229-84-7330	
パレス松洲	宮城郡松島町高城字浜38	022-354-2106	
秋田			
ルポールみずほ	秋田市山王4-2-12（県庁南側）	018-862-2433	地 警 市
ふきみ会館	秋田市山王5-9-6	0800-100-1116	
五輪荘	大館市軽井沢字五輪岱65	0186-52-2142	

施設名	所在地	予約電話	区分
レークサイド山の家	鹿角郡小坂町十和田湖字銀山1-7	0176-75-2552	市
山形			
あこや会館	山形市松波2-8-1	023-642-1358	地 公 市 警 市
こまくさ荘	山形市蔵王温泉932-4	023-694-9136	
うしお荘	鶴岡市湯野浜1-11-23	0235-75-2715	
パラシオもがみ	天童市鎌田2-1-19	0800-100-1117	
むつみ荘	南陽市赤湯字森先233-1	0238-43-3035	
福島			
杉妻会館	福島市杉妻町3-45	024-523-5161	地 市 地 公
ホテル福島グリーンパレス	福島市太田町13-53	024-533-1171	
みちのく荘	福島市飯坂町字小滝5-2	024-542-4271	
あづま荘	福島市飯坂町字中ノ内1-1	024-542-3381	
茨城			
ホテルレイクビュー水戸	水戸市宮町1-6-1	029-224-2727	公 地 市 警
オーシャンビュー大洗	東茨城郡大洗町東光台8234-1	029-267-0488	
大洗鷗松亭	東茨城郡大洗町磯浜町8179-5	029-266-1122	
シーサイドはまざく	東茨城郡大洗町大貫64-80	0800-100-1134	
栃木			
ニューみくら	宇都宮市昭和1-3-6	028-622-1093	地 公 市 市 東
ホテルたかはら	日光市鬼怒川温泉大原字松原1421-1	0288-77-1227	
ホテルニューもみぢ	那須塩原市塩原1074	0287-32-3215	
那須の森ヴィレッジ	那須郡那須町大字高久乙字遅山3375-637	0287-78-1636	
ブランヴェール那須	那須郡那須町湯本206-194	0287-76-6200	
群馬			
群馬共済会館	前橋市平和町2-16-8	027-231-5706	地 公 市 警 公
上毛会館	前橋市岩神町3-23-6	027-234-1411	
アルペンローゼ	吾妻郡草津町草津512-2	0279-88-1300	
凌雲閣	渋川市伊香保町10	0800-100-1136	
去来荘	利根郡みなかみ町湯原684	0278-72-6311	
埼玉			
別所沼会館	さいたま市南区别所4-14-10	048-861-5219	地 警 公
プリムローズ有朋	さいたま市浦和区高砂4-10-15	0800-100-1137	
ホテルブリランテ武蔵野	さいたま市中央区新都心2-2	048-601-5555	
千葉			
ホテルプラザ菜の花	千葉市中央区長洲1-8-1	043-222-8271	地 公 市 警 市
ホテルポートプラザちば	千葉市中央区千葉港8-5	043-247-7211	
オークラ千葉ホテル	千葉市中央区中央港1-13-3	043-248-1111	
ヴェルシオーネ若潮	千葉市美浜区高洲3-8-5	0800-100-1138	
黒潮荘	鴨川市貝渚2565	0470-92-2205	
東京			
ホテルポール麴町	千代田区平河町2-4-3	03-3265-5361	地 市 警 東 公 市
東京グリーンパレス	千代田区二番町2	03-5210-4630	
グランドアーク半蔵門	千代田区隼町1-1	0800-100-1139	
アジュール竹芝	港区海岸1-11-2	03-3437-2011	
ホテルフロラシオン青山	港区南青山4-17-58	03-3403-1541	
ザ・クレストホテル立川	立川市錦町1-12-1	042-521-1111	
神奈川			
湯河原荘	足柄下郡湯河原町宮上79	0465-62-2841	東 公 東
ひめしゃら	足柄下郡箱根町仙石原1245	0460-84-7100	
箱根路開雲	足柄下郡箱根町湯本521-4	0460-85-6678	

施設名	所在地	予約電話	区分
山梨			
富士桜荘 ホテルやまなみ	南都留郡富士河口湖町船津6662-10 笛吹市石和町松本222-4	0555-73-1231 055-262-5522	地 市
新潟			
新潟会館 瀬波はまなす荘 アクアレー長岡 新ゆざわ荘	新潟市中央区幸西3-3-1 村上市瀬波温泉1-2-17 長岡市新陽2-5-1 南魚沼郡湯沢町大字湯沢主水山2208	025-247-9307 0254-52-5291 0258-47-5656 025-784-2236	公 市 市 地
富山			
パレブラン高志会館 グリーンビュー立山 立山高原ホテル	富山市千歳町1-3-1 中新川郡立山町千寿ヶ原 中部山岳国立公園立山天狗平	076-441-2255 076-482-1716 076-465-3001	公 市 公
石川			
ほくりく荘 フロイント和倉 おびし荘 加賀白山荘	加賀市山中温泉菅谷町口113-2 七尾市和倉温泉 小松市井口町ホ55 能美市緑が丘5-29	0761-78-2418 0767-62-2164 0761-65-1831 0800-100-1168	地 市 市 警
福井			
葵会館 芦泉荘 水仙荘 越路	福井市宝永3-8-1 あわら市堀江十楽1-10 丹生郡越前町岬平 あわら市東温泉2-201	0800-100-1169 0776-77-3200 0778-37-1585 0776-77-3151	警 公 地 市
長野			
ホテル信濃路 サンパルテ山王 名月荘 みやま荘 湖泉荘 湖山荘 湯香里荘	長野市岡田町131-4 長野市岡田町30-20 千曲市大字磯部1144-4 松本市浅間温泉3-28-6 諏訪市湖岸通り1-13-8 諏訪市湖岸通り2-4-28 下高井郡山ノ内町佐野2592	026-226-5212 026-228-3011 026-275-1309 0263-46-1547 0266-53-6611 0266-52-2163 0269-33-2222	公 市 地 公 市 地 市
岐阜			
長良川会館 ホテルグランヴェール岐山 にぎりご山荘 紫雲荘	岐阜市青柳町5-4 岐阜市柳ヶ瀬通6-14 下呂市小坂町落合字唐谷2376-1 下呂市湯乃島692-23	058-253-1622 058-263-7111 0576-62-3156 0576-25-2101	地 公 名 市
静岡			
芙蓉荘 ホテル伊豆高原 ホテル弥生 シーサイドいづたが	静岡市葵区大岩本町20-3 伊東市池893-176 熱海市春日町8-24 熱海市上多賀12	0800-100-1167 0557-53-1155 0557-82-5321 0120-73-1241	警 公 警 市
愛知			
アイリス愛知 ホテルルブラ玉山 サンヒルズ三河湾 蒲郡荘 レイクサイド入鹿 シーサイド伊良湖	名古屋市中区丸の内2-5-10 名古屋市中区千種区覚玉山通8-18 蒲郡市三谷町南山1-76 蒲郡市港町21-4 犬山市字喜六屋敷118 田原市中山町岬1-43	052-223-3751 052-762-3151 0533-68-4696 0533-68-2188 0568-67-3811 0531-35-1151	地 公 地 公 市 都
三重			
プラザ洞津 神湯館	津市新町1-6-28 津市榊原町5079	059-227-3291 059-252-0001	公 地

施設名	所在地	予約電話	区分
サンペルラ志摩	志摩市磯部町の矢314	0599-57-2130	市
滋賀			
ホテルピアザびわ湖 憩いの里湖西	大津市におの浜1-1-20 高島市勝野1533	077-527-6333 0740-36-2345	地 市
京都			
花のいえ 平安会館 ホテルルビノ京都堀川 ホテルセントノーム京都 うらしま荘	京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9 京都市上京区烏丸通上長者町上ル 京都市上京区東堀川通り下長者町下ル3-7 京都市南区東九条東山王町19-1 宮津市宇島崎小字川跡2039-8	075-861-1545 075-432-6181 075-432-6161 075-682-8777 0772-22-4224	公 地 公 市 公
大阪			
以和貴荘 プリムローズ大阪 シティプラザ大阪 ホテルアウイーナ大阪	大阪市中央区大手前3-1-43 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪市中央区本町橋2-31 大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12	06-6910-6611 0800-100-1172 06-6947-7702 06-6772-1441	地 警 市 公
兵庫			
瑞宝園 パレス神戸 ひょうご共済会館 六甲荘 ゆめ春来	神戸市北区有馬町1751 神戸市中央区下山手通5-1-16 神戸市中央区中山手通4-17-13 神戸市中央区北野町1-1-14 美方郡温泉町湯1569-6	078-903-3800 0800-100-1173 078-222-2600 078-241-2451 0796-99-2211	地 警 市 公 市
奈良			
猿沢荘 四季の宿やまと 春日野荘	奈良市池之町3 奈良市鍋屋町15 奈良市法蓮町757-2	0742-22-5175・6 0742-24-5021 0742-22-6021	地 市 公
和歌山			
ホテルアバローム紀の国 サンかつうら	和歌山市湊通丁北2-1-2 東牟婁郡那智勝浦町天満803-3	073-436-1200 0735-52-4750	公 公
鳥取			
ホープスターとっとり 白兔会館 弓ヶ浜荘 溪泉閣	鳥取市永楽温泉町556 鳥取市末広温泉町556 米子市皆生温泉4-6-12 東伯郡三朝町大字山田180	0857-26-3311 0857-23-1021 0859-22-7476 0858-43-0828	市 公 市 市
島根			
ホテル宍道湖 ホテル白鳥 サンラポーむらくも	松江市西嫁島2-10-16 松江市千鳥町20 松江市殿町369	0852-25-1155 0852-21-6195 0852-21-2670	地 市 公
岡山			
三光荘 サン・ピーチOKAYAMA ピュアリティまきび	岡山市古京町1-7-36 岡山市駅前町2-3-31 岡山市下石井2-6-41	086-272-2271 086-225-0631 086-232-0511	地 市 公
広島			
鯉城会館	広島市中区大手町1-5-3	082-245-2322	地
山口			
防長苑 翠山荘 セントコア山口 シーサイドパレス萩	山口市熊野町4-29 山口市湯田温泉3-1-1 山口市湯田温泉3-2-7 萩市椿東字北川6030-13	083-922-3555 083-922-3838 083-922-0811 0838-26-6141	市 地 公 市
徳島			
ホテル千秋閣	徳島市幸町3-55	088-622-9121	市

施設名	所在地	予約電話	区分
香川			
ホテルポール讃岐	高松市中野町23-23	087-831-3330	地
ホテルマリンパレスさぬき	高松市福岡町2-3-4	087-851-6677	市
愛媛			
えひめ共済会館	松山市三番町5-13-1	089-945-6311	市
にぎたつ会館	松山市道後姫塚118-2	089-941-3939	公
高知			
さんご荘	高知市鷹匠町2-5-4	0800-100-1175	警
高知共済会館	高知市本町5-3-20	088-823-3211	市
高知会館	高知市本町5-6-42	088-823-7123	公
福岡			
福岡リーセントホテル	福岡市東区箱崎2-52-1	092-641-7741	公
ホテルレガロ福岡	福岡市博多区千代1-20-31	092-651-7611	地
博多サンヒルズホテル	福岡市博多区吉塚本町13-55	0800-100-1176	警
小倉リーセントホテル	北九州市小倉北区大門1-1-17	093-581-5673	公
佐賀			
若楠会館	佐賀市城内1-3-13	0952-29-2233	地
はがくれ荘	佐賀市天神2-1-36	0952-25-2212	公
長崎			
ホテルセントヒル長崎	長崎市筑後町4-10	095-822-2251	公
白雲荘	雲仙市小浜町北本町940	0957-74-2251	地
熊本			
水前寺共済会館	熊本市水前寺1-33-18	096-383-1281	公
グランド肥後	熊本市東町4-10-1	0800-100-1178	警
宮崎			
ひまわり荘	宮崎市瀬頭2-4-5	0985-24-5285	市
大分			
つるみ荘	別府市田の湯町13-13	0977-21-0101	地
豊泉荘	別府市青山町5-73	0977-23-4281	公
鹿児島			
ホテルウェルビューかごしま	鹿児島市与次郎2-4-25	099-206-3838	公
マリンパレスかごしま	鹿児島市与次郎2-8-8	099-253-8822	市
沖縄			
サザンプラザ海邦	那覇市旭町7	0800-100-1180	警
八汐荘	那覇市松尾1-6-1	098-867-1191	公

個人情報保護に関する基本方針

大阪市職員共済組合（以下、「当組合」と言います。）は、組合員（年金待機者を含みます。）及び年金受給権者の皆様やそのご家族の方々に関する個人情報保護について、「個人情報保護に関する法律」の施行を受けて、同法に基づく措置を的確に講じつつ、当組合が保有する個人情報の保護に万全を期します。

1. 個人情報保護に関する規程等の策定と継続的改善

当組合は、個人情報を適切に保護するための規程等を策定し、見直しを継続して行います。

2. 法令の遵守

当組合は、当組合が保有する個人情報に関して適用される法令その他の規範を遵守します。

3. 個人情報の取得と利用

当組合は、個人情報の取得にあたり、その利用目的、利用方法などをあらかじめ組合員または年金受給権者等の皆様に明らかにし、取得した個人情報はその範囲内で業務遂行上必要な場合に限り利用します。

4. 個人データの第三者提供

当組合は、法令に定められている場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することはありません。

5. 個人データの管理

当組合は、個人データの正確性を保持し、また個人データの紛失、破壊、改ざん、漏洩などを防止するため不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講ずることにより、これを安全に管理します。

6. 個人データの開示、訂正、利用停止等

当組合は、当組合が保有する個人データについて本人から開示または訂正または利用停止等の申し出があったときには、適切に対応します。

7. 組織及び体制

当組合は、個人情報管理者を設置し、個人情報の適正な管理を行うとともに職員に対して個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施し、個人情報の適正な取扱いを徹底します。

文芸欄

俳句

長谷寺の牡丹萎れし旅疲れ
千枚田光る鱗や梅雨晴間
厚葺きの檜皮や梅雨を滴らす
初夏の庵太平洋は吾が庭ぞ
母の日の送るしあわせ花とお茶
長梅雨や蔵書枕にごろ寝する
軽装の女いきいき夏始め
下校の子紫陽花の路地駆け抜けり
白鷺が苗を荒らさず餌をさがす
梅雨といふ生命育くむ時来たり
梅雨晴間山と積まれる忘れ傘
みまかりの妻を語りし初夏の宵
絶壁へ突き当たってみる夏野かな
釣銭に魚の匂ひ梅雨じめり
五月晴尋ね来し友河内弁
梅雨晴間おけさ手習い佐渡泊り
藤の下安産願ふ地藏尊
梅雨荒れて瀬戸内の海恐ろしき
昼暗き上がり櫃かまどや燕の巢

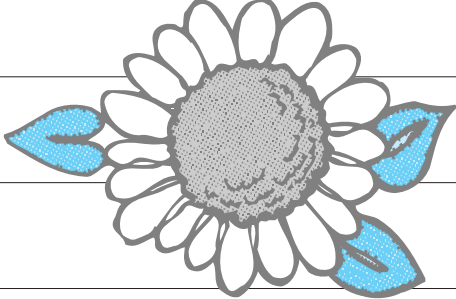

大野信三
大西喜代司
木下廣次
倉 誼
坂本 勝
坂部 吉彦
竹 綱 治 義
寺 野 一 芳
仲 西 芳 夫
中 堀 優 彦
丹 羽 敏 彦
廣 橋 俊 雄
福 山 直 水
堀 内 勲
丸 野 清 己
丸 山 信 也
吉 見 勲
保 田 節 子
三 本 嘉 夫

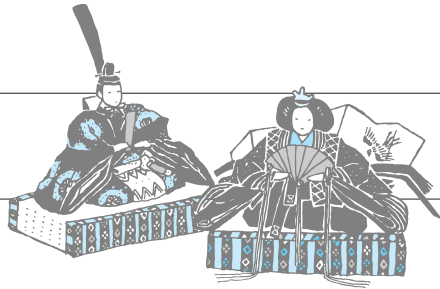
川柳

さくさくと歩いた頃が懐かしい
ぼつぼつと外国産より日本産
誕生日忘れるほどに年をとり
古希も超え喜寿に向かつて歩き出す
勿体ない昭和一けたまだ生きる
是々非々で気楽に暮らす定年後
いてまえの掛け声だけが勇ましい
力道山ウルトラマンより強かった
満塁のピンチで効いたひねり球
老妻のひねった川柳ちよつと借り
暫定の政界チエのひねり合い
考えて思いあぐねてゼロにする
気がついた時には遅い自給率
万能細胞医師の歴史塗り替える
中身より容姿に惚れたのが誤算
イエスノー微妙に揺れるイヤリング
望みます完全雇用安心を
軸足が揺れて答えが二つ三つ
健康な朝を迎えるありがたさ

江島谷 勝弘
川 端 一 歩
大 野 照 月
門 野 隆 司
西 岡 洛 醉
前 田 紀 雄
山 本 柳 昌
火 口 彦 太
田 中 笑 風
中 村 喜 楽
手 崎 川 童
森 村 美 花
芳 鉄 心
坊 農 柳 弘
玉 置 重 人
武 田 青 道
山 田 かよこ
森 松 まつお
福 居 喜 一

年金カレンダー（共済年金）

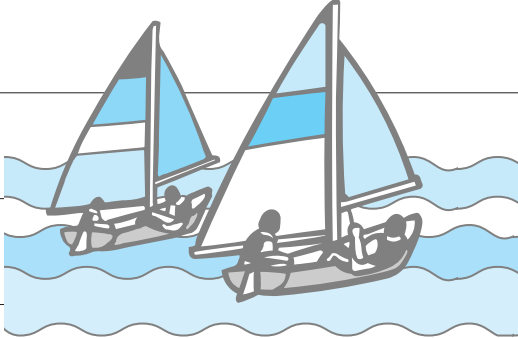
年月	年金支払日	その他
平成20年 6	13日(金) 年金支払日(4・5月分)	
7		
8	15日(金) 年金支払日(6・7月分)	
9		
10	15日(水) 年金支払日(8・9月分)	
11		中旬 「平成21年分 扶養親族等申告書」の送付 ※障害(共済)・遺族(共済)年金の受給者の方には、非課税のため送付いたしません。 下旬 「平成21年分 扶養親族等申告書」の提出締切
12	15日(月) 年金支払日(10・11月分)	

平成21年 1		下旬 「平成20年分 現況届」の送付 ※一部の方のみ(詳しくは10ページをご覧ください) 「平成20年分 源泉徴収票」の送付 ※障害(共済)・遺族(共済)年金の受給者の方には、非課税のため源泉徴収票は送付いたしません。
2	13日(金) 年金支払日(12・1月分)	月上旬 「平成20年分 現況届」の提出締切 ※一部の方のみ ☆確定申告(2月16日～3月16日) ※手続き等に関しては税務署におたずねください。 なお、税務署は土・日・祝日は閉庁となっています。
3		
4	15日(水) 年金支払日(2・3月分)	
5		
6	15日(月) 年金支払日(4・5月分)	

連絡先

大阪市北区中之島1-3-20
 大阪市職員共済組合
 TEL 06-6208-7547~9

年金カレンダー（退隠料・互助年金）

年月	年金支払日	その他
平成20年 6	13日(金) 年金支払日(5・6月分)	
7		
8	15日(金) 年金支払日(7・8月分)	
9		
10	15日(水) 年金支払日(9・10月分)	
11		<p>中旬 「平成21年分 扶養親族等申告書」の送付 ※扶助料・恩給扶助料・遺族年金・障害年金の受給者の方には、非課税のため送付いたしません。</p> <p>下旬 「平成21年分 扶養親族等申告書」の提出締切</p>
12	15日(月) 年金支払日(11・12月分)	

平成21年 1		<p>下旬 「平成20年分 受給権調査届」の送付</p> <p>「平成20年分 源泉徴収票」の送付 ※扶助料・恩給扶助料・遺族年金・障害年金の受給者の方には、非課税のため送付いたしません。</p>
2	13日(金) 年金支払日(1・2月分)	<p>月上旬 「平成20年分 受給権調査届」の提出締切</p> <p>☆確定申告（2月16日～3月16日） ※手続き等に関しては税務署におたずねください。 なお、税務署は土・日・祝日は閉庁となっています。</p>
3		
4	15日(水) 年金支払日(3・4月分)	
5		
6	15日(月) 年金支払日(5・6月分)	

連絡先

大阪市北区中之島1-3-20
大阪市総務局（退隠料担当）
TEL 06-6208-7547~9

大阪府中央区安土町3-1-3 ヴィアーレ大阪内
大阪市職員互助会（互助年金担当）
TEL 06-4705-2425~7

大阪市職員共済組合のホームページを開設しています。

URL <http://www.city-osaka-kyosai.or.jp/>

大阪市職員共済組合 個人情報保護 事務局案内 会員数は 66257 人目のお客様です
〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号(大阪市役所内) サイトマップ リンク集 文字を大きくするには キーワード検索

当組合について
短期給付
長期給付
福祉事業
よくある質問
申請書類一覧
広報誌
契約情報

三豊東京UFJ銀行
の口座なら

Get
ADOBE® READER
大阪市職員共済組合ホームページに収録されているPDFファイルをご覧になるには、Adobe Readerが必須です。Adobe社のダウンロードページにジャンプしますので、そこから最新版を入手してください。

当共済組合について
組合員の皆さまへ
年会費給付者の皆さまへ
大阪市を退職された方へ
よくある質問
広報誌
地方公務員共済組合の宿泊施設
その施設で運営する共済組合の組合員と同じ料金で利用できます。
(施設の一覧) (利用方法)

宿泊施設を運営する共済組合へのリンク
* 全国市町村職員共済組合連合会
* 地方職員共済組合
* 公立学校共済組合
* 警察共済組合
* 東京都職員共済組合
* 名古屋市職員共済組合

共済組合からのお知らせ ▶バックナンバー

* 国民健康保険及び長寿医療制度にかかる保険料の特別徴収について	[2008/05/01]
* 公務員共済ねんきん特別便について	[2008/05/01]
* 大阪市職員共済組合組合長議員の補欠選挙について	[2008/04/10]
* 大阪市職員共済組合役員の変動について (公告)	[2008/04/11]
* 平成20年度 事業計画及び予算について (公告)	[2008/04/11]
* 大阪市職員共済組合定款の一部変更について (公告)	[2008/04/11]
* 医療制度改革関連等の内容を更新しました	[2008/04/01]

Copyright (c) 大阪市職員共済組合. All rights reserved.

退職者だより第37号
平成20年6月発行
大阪市職員共済組合
大阪市北区中之島1-3-20
TEL 06-6208-7541